議案第１００号

阪神水道企業団への加入に関する協議のこと

地方自治法第２８６条第１項の規定により、上水道事務の一部を共同処理するため阪神水道企業団に加入するに当たり、別紙規約により関係地方公共団体と協議する。

令和５年１１月２９日提出

明石市長　　丸　谷　聡　子

阪神水道企業団規約

（企業団の名称）

第１条　この企業団は、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）という。

（企業団を組織する市）

第２条　企業団は、次の市をもつて組織する。

神　戸　市

尼　崎　市

西　宮　市

芦　屋　市

宝　塚　市

明　石　市

（企業団の目的）

第３条　企業団は、上水道事務の一部（各市に至る配水管まで。）を共同処理することを目的とする。

（企業団の事務所の位置）

第４条　企業団の事務所は、神戸市東灘区西岡本３丁目２０番１号に置く。

（議会）

第５条　企業団に議会を置く。

（議会の議員の定数）

第６条　議会の議員（以下「議員」という。）の定数は１５人とし、企業団を組織する市から選出する議員の数は、次のとおりとする。

神　戸　市	８人
尼　崎　市	３人
西　宮　市	２人
芦　屋　市	１人
宝　塚　市	１人

（議員の選任の方法）

第７条　前条の企業団を組織する市から選出する議員は、それぞれの市議会においてその市議会議員のうちから選挙する。

（議員の任期）

第８条　議員の任期は、企業団を組織する市の議会の議員としての在職中とする。

（補欠選挙）

第９条　企業団を組織する市の議会において選挙された議員に欠員を生じたときは、

すみやかに補欠選挙を行なう。

（選挙の告示）

第１０条　議員の選挙は、企業長の告示によつて行なう。

（議会の職員）

第１１条　議会に必要な職員を置く。

（企業長）

第１２条　企業団に企業長を置く。

２　企業長は、企業団を統轄し、これを代表する。

３　企業長は、議会において選挙する。

４　企業長の任期は、４年とする。

（副企業長）

第１３条　企業団に副企業長１人を置く。

２　副企業長は、企業長を補佐し、企業長に事故があるとき、又は企業長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　副企業長は、議会の同意を得て企業長が選任する。

４　副企業長の任期は、４年とする。

（補助職員）

第１４条　企業団に必要な職員を置き、企業長が任免する。

２　前項の職員の定数は、条例で定める。

（監査委員）

第１５条　企業団に監査委員２人を置く。

２　監査委員の任期は、２年とする。

３　監査委員の事務を補助させるため必要な職員を置く。

（運営協議会の設置）

第１５条の２　企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。

２　運営協議会は、企業団を組織する市の長で構成する。

３　運営協議会に管理者会を置く。

４　運営協議会に必要な事項については、別に定める。

（経費の支弁の方法）

第１６条　企業団の経費は、次の収入をもつて充てる。

（１）　分賦金

（２）　企業債

（３）　出資
（４）　補助金
（５）　その他の企業団に属する収入
（分賦金）
第１７条　企業団を組織する市に対する分賦金は、分賦基本水量と給水量を基準として分賦する。
２　分賦金の分賦割合及び分賦基本水量は、議会の議決を経て定める。
（出資等）
第１８条　企業団を組織する市が出資又は長期の貸付けをする場合の額及び割合は、議会の議決を経て定める。
（給水）
第１９条　企業団は、企業団を組織する市に対し分賦基本水量を標準として給水するものとする。
附　則
（施行期日）
１　この規約は、昭和３７年１０月１日から施行する。
（管理者、議員等の身分の経過措置）
２　この規約施行の際現に管理者若しくは組合会議員（兵庫県吏員にうちから選任された組合会議員を除く。）又は組合の他の職に在る者は、この規約により選挙又は選任された庁長若しくは議会の議員又は組合の他の相当する職に在る者とみなし、任期があるものについては、その任期は、従前の規定による選挙又は就任の日からこれを起算する。
（従前の規約の下にした手続き、処分の効力）
３　従前の規約によつてした手続きその他の行為は、これをこの規約のうちの相当する規定によつてした手続きその他の行為とみなす。
附　則
この規約は、公布の日から施行する。
（施行期日）
１　この規約は、昭和４２年４月１日から施行する。
（庁長、議員等の身分の経過措置）
２　この規約施行の際現に在任する組合の庁長若しくは組合の議会の議員又は組合の他の職の者は、引き続きこの規約による改正後の阪神水道企業団規約の規定による企業団の企業長若しくは企業団の議会の議員又は企業団の他の相当する職の

者として在任するものとする。

（庁長のした手続きその他の行為の効力）

３　この規約施行の際現にこの規約による改正前の阪神水道組合規約の規定により庁長がした手続その他の行為は、この規約による改正後の阪神水道企業団規約の相当規定に基づいて、企業長がした手続きその他の行為とみなす。

附　則

この規約は、昭和４６年１月１日から施行する。

附　則

この規約は、公布の日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成１６年７月１日から施行する。

（市議会選出議員の失職）

２　この規約による変更前の阪神水道企業団規約第７条の規定によりそれぞれの市議会においてその市議会議員のうちから選挙された議員（平成１６年６月１日から同月３０日までの間に新たに選挙された議員を除く。）は、平成１６年６月３０日をもつてその職を失う。

附　則

この規約は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

（提案理由）

本案は、本市が阪神水道企業団に加入することに関し、本規約により関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものである。